

■【若者向け注意喚起シリーズ】SNS をきっかけとした消費者トラブルー広告の内容はしっかり確認！ 知り合った相手が本当に信用できるか慎重に判断を！ー

（＊独立行政法人：国民生活センターHPより）

SNSをきっかけとした消費者トラブルが10～20歳代の若者にも増えています。全国の消費生活センター等には、以下のような相談が寄せられています。

相談事例

【事例 1】

「定型文を送信するだけで月に 100 万円から 200 万円稼げる」という SNS の広告を見て副業サイトにアクセスし情報商材を購入したあと、高額なサポートプランの契約をした

【事例 2】

SNS で知り合った相手とやり取りをしていたところ、「別のサイトでやり取りをしよう」と言われて出会い系サイトに誘引され、高額な費用を支払った

【事例 3】

スマートフォンで SNS 広告を見て 1 回のみと思い除毛クリームを注文したが、定期購入の契約になっていた

【消費者へのアドバイス：トラブル防止のポイント】

■SNS 上の広告はしっかり内容を確認しましょう

大幅な値引きや低価格、商品の効果を過剰にうたう SNS 上の広告や、「簡単にもうかる」「損はしない」などの投稿やメッセージはうのみにしないようにしましょう。SNS 上の広告をきっかけとしたトラブルに多い通信販売にはクーリング・オフ制度がなく、事前にしっかり内容を確認することが大切です。

■SNS 上で知り合った相手が本当に信用できるか慎重に判断しましょう

SNS 運営事業者の利用規約では「SNS がきっかけでトラブルが発生しても責任を負わない」旨が定められていることがほとんどです。SNS 上では話の合う「知り合い」でも、本当に信頼できる相手かは分かりません。お金を支払ったとたん相手と連絡が取れなくなることもあり、返金を求めることが困難になります。本当に信用できる相手なのか、慎重に判断しましょう。

■SNS を利用するにあたっては次の点にも注意しましょう

学生証、運転免許証、健康保険証などの身分証明書の情報を SNS で送ってしまうと、あとで取り戻すことは難しく、より大きなトラブルに発展することがありますので、絶対に渡さないようにしましょう。

SNS 上に投稿された情報は拡散すると消去が困難です。個人情報や自分の写真の投稿、身元が分かるような書き込みは安易にしないようにしましょう。

中学生や高校生のトラブルも発生しています。家族で SNS の利用方法を話し合うとともに、

ペアレンタルコントロールやフィルタリング機能も活用しましょう。

2022年4月から『18歳で大人』に！

未成年者は、原則として、契約をするにあたって親権者等の同意を得なければなりません
が、同意を得ずになされた未成年者による契約は取り消すことができます。他方、大人になると一人で契約できる半面、原則として一方的にやめることはできません。

成年年齢引き下げにより、20歳代に多いトラブルが18歳、19歳でも増えることが懸念されます。不安に思った時、トラブルにあった時は「188」に相談を！

＊消費者ホットライン「188（いやや！）」番

最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://www.pref.oita.jp/site/syohi-senta/mailmaga.html>

☆ **Facebook** で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebook に登録していなくても、見るすることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

～「ながら見守り」にご協力ください～

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか？

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ **市町村の消費生活相談窓口**

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 **消費者ホットライン：188** 》

☆ **大分県の消費生活相談窓口**

※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ **消費生活等相談**（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- 相談電話：097-534-0999

◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- 相談電話：097-536-5000

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

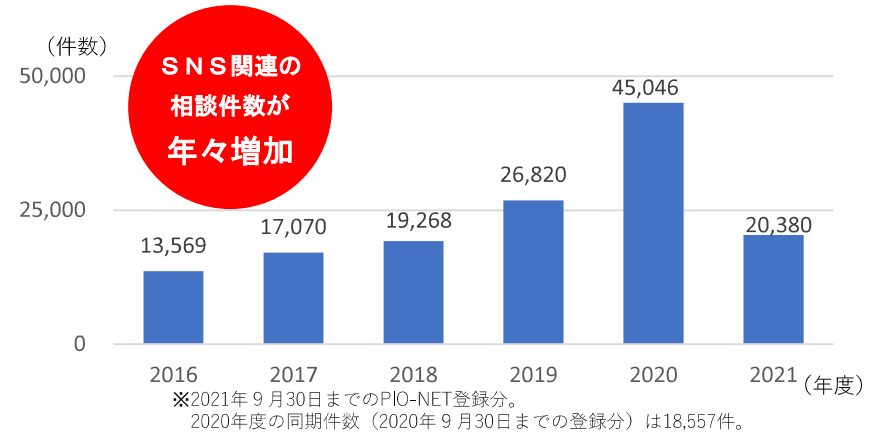
SNSをきっかけとした消費者トラブル

【事例1】「稼げる」というSNS広告を見て...

「定型文を送信するだけで月に100万円から200万円稼げる」というSNSの広告を見て副業サイトにアクセスし情報商材を購入した。するとサポートプランを勧誘され、合計15万円を銀行口座に振り込んだ。
(20歳代 男性)



PIO-NETにみるSNS関連の相談件数



【事例2】SNSで知り合った相手から誘われて...

SNSで知り合った相手とやり取りをしていたところ、「別のサイトでやり取りをしよう」と言われて出会い系サイトに誘引された。するとサイトから「専用のチャット内に入る必要がある」と言われて費用を請求された。その後も「やり取りするにはお金が必要」と言われて、合計約16万円を支払った。
(20歳代 女性)



トラブルに遭わないためのポイント

- SNS上の広告は**しっかり内容を確認**しましょう
- SNS上で知り合った相手が本当に**信用できるか慎重に判断**しましょう
- 身分証明書の送付や個人情報の**書き込みを安易にしない**ようにしましょう
- 中高生のトラブルも発生しています。家族で**SNSの利用方法**を話し合しましょう